

自治研 かんがわ 概

2011 **10** No.130
(通算 194号)

CONTENTS

巻頭言「森林や里山の守り目を継ぐ」

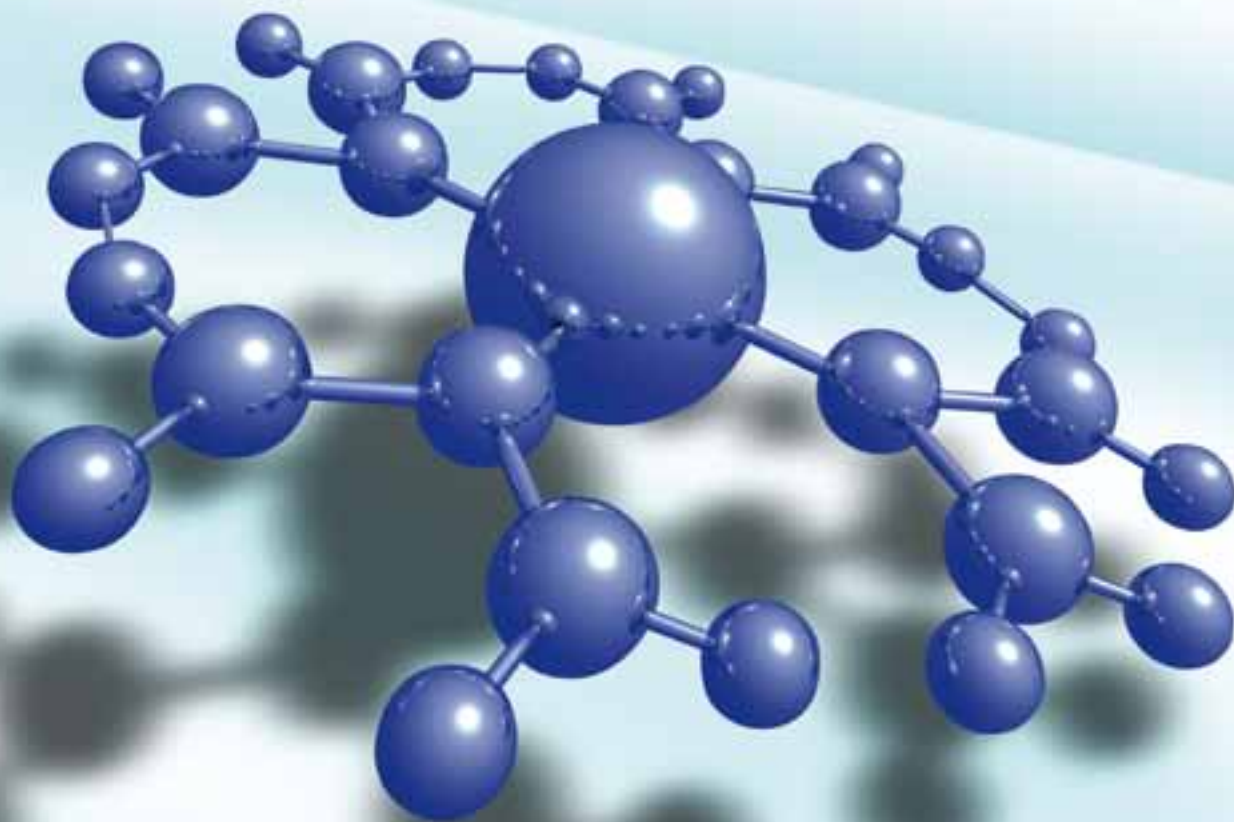
公契約条例をめぐる全国の動き —相模原市、多摩市、札幌市、高知市の動向—
公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 事務局長 勝島 行正 … 1

県内自治体による東日本大震災の支援状況

編集部 …… 7

知事が「かながわスマートエネルギー構想」を提示

編集部 …… 21



公益社団 神奈川県地方自治研究センター

8月5日、自治労の水週間のイベントとして今年で15回目を迎えた「下草刈」（森の下に何が見えますかPART15）が秦野市ヤビツの森で行われ10数年ぶりに参加した。このイベントは自治研のフィールドワークとしても位置づけられている。

継続は力なりという言葉もあるように森林保護の役割を果たしていることやボランティアに参加することによって、水のことや環境問題や森林の役割などの知識を深める意味でも意義のある取り組みである。このイベントの継続を願わずに入られない。

私のふるさとは、秋田県の中央の位置している山に囲まれた60戸ぐらいの集落である。農水省で発行した「農村景観～『農』と歩む景観とともに、地域の魅力を伝える」の冊子のなかで水と緑と土が生み出す空間は、まさに今に残る日本の原風景として紹介されている。

そんなふるさとがいつまでも続いて欲しいという願いは、私も同じである。しかし、日本国中の中山間地の問題、つまり過疎問題は深刻な状況で、これまで中山間地に暮らす人々が里山を守り森林を守ってきたが、森林、里山の荒廃が治水機能低下による洪水被害拡大や、水源としての涵養機能を低下させ、生態系にも悪影響を及ぼし国土の荒廃が進行するという悪循環となっている。

私のふるさとの集落には子供がほとんどいない。若い者のほとんどは学校を卒業すると生まれた育った地を離れてしまうのだ。跡継ぎがない家がほとんどである。このまま行けば限界集落になるのではと心配だ。

東日本大震災、原発事故、台風、洪水被害など、災害が続いているが、消費社会につかりきっている私たちは、改めて自然との共生を図る生き方を考えることが必要ではないかと思う今日このごろである。

公契約条例をめぐる全国の動き

—相模原市、多摩市、札幌市、高知市の動向—

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
事務局長 勝島 行正

本誌 2011 年 6 月号で野田市、川崎市に続く全国の公契約条例制定の動きを報告したが、2012 年度条例化に向けて取り組んでいた相模原市、多摩市は、「条例の骨子案（相模原市）」、「条例制定に向けた基本的考え方（多摩市）」についてのパブリックコメントを 9 月から 10 月にかけて実施し、2012 年度条例施行に向けて着実に歩を進めている。また、札幌市も 11 月にはパブリックコメントを実施する予定である。これらの条例案は、いずれも川崎市を「モデル」とした内容となっている。さらに高知市は、上記の条例案とは異なるが、「公共調達基本条例」の制定に向けて 8 月中にパブリックコメントを実施した。以下、その要点について報告する。

（１）相模原市－９月 15 日から「公契約条例素案の骨子について」を公表し、パブリックコメント実施

相模原市は、2011 年 9 月 15 日から 10 月 14 日にかけて「(仮称) 相模原市公契約条例(案)の骨子について(以下「骨子案）」のパブリックコメントを実施した(資料 P 4～6 参照)。「骨子案」によれば、条例の施行は、2012 年 4 月 1 日(労働報酬審議会関係については同年 1 月 1 日)からとなっている。このことから、本年の 12 月議会には提案されるものと思われる。

「骨子案」の要点は以下のとおりである。

○目的

公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにすることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安

心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与することを目的とする。

○定義

この条例において「公契約」とは、市が契約の当事者となる工事又は製造その他についての請負の契約をいう。

○労働報酬下限額

- 1 工事請負 予定価格 3 億円以上
- 2 業務委託 予定価格 1000 万円以上

○労働報酬下限額の基準等

- 1 労働報酬下限額
 - (1) 工事請負 公共工事設計労務単価
 - (2) 業務委託 生活保護基準
- 2 相模原市労働報酬等審議会
労働報酬審議会の意見を聞かなければならない。

○指定管理者

協定に以下の事項を定める。

- 1 指定管理者に雇用される者
- 2 指定管理者が当該施設管理について

締結予定の 1000 万円以上の業務委託契約において、規則に定める作業に従事する者
○指定出資法人

市出資の法人についても市に準じた取扱いについて努力義務を求めている。

(2) 多摩市もパブリックコメント実施

東京都多摩市は、これまで公契約条例の 2012 年 4 月施行をめざして、2011 年 8 月 26 日に第 1 回「多摩市公契約制度に関する審査委員会（以下「審査委員会」）」を開催した。この審査委員会は、条例案の審査を目的に設置され、外部委員 5 名（学識 1、経営 2、労働 2）で構成されており、全部で 5 回開催され、10 月 17 日に「多摩市公契約条例制定に向けた基本的考え方についての意見書」が提出され閉会した。

また、多摩市の庁内組織での検討や事業者アンケートの結果をふまえて作成された「多摩市公契約条例制定に向けた基本的考え方について」9 月 20 日から 10 月 11 日までパブリックコメントを実施し、12 月議会条例提案、2012 年 4 月施行予定となっている。

公表された「多摩市公契約条例制定に向けた基本的考え方について」の要点は、次とおりである。

1 公契約条例とは

多摩市が発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与すること。

2 対象となる公契約

市が発注する公共工事や業務委託等に従事する労働者の適正な労働条件を契約事項

に加えた契約

3 公契約の範囲

- (1) 予定価格が 5000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が 1000 万円以上の業務請負契約のうち人件費比率の高い業種（施設清掃、施設維持管理業務、可燃物等収集運搬業務、障がい者支援業務）

4 適用労働者の範囲

- (1) 受注者及び下請負者（二次下請以下の業者を含む）に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
- (2) 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣された者
- (3) いわゆる「一人親方」

5 公契約の最低賃金

- (1) 工事請負契約 公共工事の設計労務単価の 9 割
- (2) 業務委託契約 多摩市生活保護基準 895 円

6. 7. 8 略

(3) 北海道札幌市も来年 2 月議会に条例案提案の予定

北海道札幌市では、9 月議会において市長が「公契約条例」の策定を明らかにした。新聞報道によれば、「11 月にも市民からパブリックコメントを求め、来年 2 月の議会に提案する方針（毎日新聞 2011 年 9 月 29 日）」としている。

9 月に出された「条例の骨子案」の要点は、以下のとおりである。

1. 条例制定の背景

- ①入札・契約制度の見直しによる一般競争入札の拡大や公共事業の縮小により、競争が激化し、低価格入札が増加している。
- ②低価格受注による労働者や下請業者へ

2 公契約条例をめぐる全国の動き

のしわ寄せの懸念がある。

③低賃金による労働者の離職が進み、企業における人材確保や育成が困難となるおそれがある。

2. 条例の骨子案

【目的】

- ①労働者の適正な労働条件の確保
- ②市の事業の品質を確保する
- ③誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与

【適用範囲】

- ①工事：予定価格 5 億円以上
- ②業務：予定価格 1000 万円以上
- ③指定管理者：対象とする

【条例で対象とする範囲】

市長が発注するもののほか、公営企業管理者が発注するもの。

【労働者の範囲】

- ①受注者又は下請負者に雇用され、当該公契約に係る業務に従事する者。
- ②パート、アルバイト、日雇い労働者のほか、「一人親方」も対象。

【設定賃金】

- ①工事：設計労務単価
- ②業務：指定管理者：生活保護基準

【賃金の決定方法】

外部審議会方式

【実効性の確保】

- 遵守状況の確認と労働者の周知
- 下請業者への関与
- 条例違反に対する措置

（４）高知県高知市は「公共調達基本条例」の策定へ

高知県高知市では、2011年8月1日から8月31日にかけて「高知市公共調達基本条例（仮称）案の概要について」のパブリッ

クコメントが実施された。

○「基本条例」制定の背景

「高知市公共調達基本条例（仮称）案」制定の背景としては、高知市はじめ自治体において「事務・事業の民間委託等が広がり、指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、価格競争の激化により、委託料や入札価格が低下し、その結果、公共調達で働く労働者の賃金・労働条件の低下等の問題が取り上げられるようになった。こうした状況の中、政府は「公共サービス基本法の施行」、高知市としては「総合評価落札方式の導入、委託業務への最低制限価格の設定、高知市発注工事に係る下請契約の適正化に関する要綱等を制定し、下請代金等の支払状況調査」を行うなど雇用環境安定の施策に取り組んできた。

また、2010年に外部有識者で構成された「高知市入札・契約制度検討委員会」が、「公契約条例の制定については、賃金の支払状況の確認方法や調査にかかるコスト、人員の問題など解決すべき多くの課題もあることから、当面は、雇用環境の安定や社会的貢献度の高い企業への発注など、本市の公共調達の理念を宣言した基本条例を制定することとし、現行制度の中で、雇用環境安定の施策を講じることとする」とした提言書を出した。

こうしたことから、高知市としては「公共調達の実施にあたり、公正労働基準、環境、福祉、男女共同参画、人権などの社会的価値の実現を追求することを宣言し、市の責務だけでなく、公共調達に関わる事業者等もこうした社会的価値を追求する責務があることを明記した『高知市公共調達基本条例（仮称）』を制定する」とされている。

(仮称)相模原市公契約条例(案)の骨子

1 目的

この条例は、公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにすることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において「公契約」とは、市が契約の当事者となる工事又は製造その他についての請負の契約をいう。

3 基本方針

市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 契約した事務及び事業の適正な履行を確保すること。
- (4) 事務及び事業の性質又は目的により、価格に加え、履行能力、環境への配慮、地域社会への貢献等価格以外の要素も総合的に評価して契約の相手方となる者を決定する方式の活用を推進すること。
- (5) 予算の適正な執行に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- (6) 契約した事務及び事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

4 市の責務

市は、基本方針にのっとり、安全かつ良質な事務及び事業を確保するための施策を実施しなければならない。

5 公契約の相手方となる者の責務

- (1) 公契約の相手方となる者は、公契約に係る事務又は事業を請け負うことの社会的な責任を自覚し、法令等を遵守することはもとより、誠実に当該事務又は事業を実施するよう努めなければならない。
- (2) 公契約の相手方となる者は、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 公契約の相手方となる者は、公契約に係る事務又は事業の実施に従事する者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

6 労働報酬下限額の設定の対象となる契約等

市長は、毎年、次に掲げる契約の種類ごとにそれぞれに定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬(賃金又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「労働報酬下限額」という。)を定めるものとする。

- (1) 市が発注する予定価格300,000,000円以上の工事請負契約(以下「対象工事請負契約」という。)次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するものア 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であって対象工事請負契約に係る作業に従事するものイ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者(2)市が発注する予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則で定めるもの(以下「対象業務委託契約」という。)労働者であって対象業務委託契約に係る作業に従事するもの

7 労働報酬下限額の設定の基準等

- (1) 労働報酬下限額は、次に掲げる契約の種類ごとにそれぞれに定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。
 - ア 対象工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額
 - イ 対象業務委託契約 生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額
- (2) 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、相模原市労働報酬等審議会の意見を

4 公契約条例をめぐる全国の動き

聴かなければならない。

(3) 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

8 対象工事請負契約等の内容

市は、対象工事請負契約又は対象業務委託契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 対象工事請負契約又は対象業務委託契約の相手方(以下「受注者」という。)は、対象労働者の氏名、職種、労働時間、労働報酬額その他規則で定める事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成すること。

(2) 受注者は、台帳の写し及び台帳に記載されている事項を証明できる書類を市長が指定する期日までに市長に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項について、対象工事請負契約又は対象業務委託契約の業務が実施される作業場の見やすい適切な場所に掲示し、若しくは備え置き、又は書面で交付することにより、対象労働者に周知すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 9の規定による申出をする場合の申出先

エ 9の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(4) 受注者は、対象労働者から9の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(5) 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあつては労働報酬下限額に当該労働に従事した時間数として規則で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して規則で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 受注者は、10の(1)の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならないこと。

(7) 受注者は、10の(1)又は(2)の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が(1)から(5)までに掲げる事項に違反していると市長が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長が指定する期までに市長に報告すること。

(8) 市長は、対象工事請負契約又は対象業務委託契約において定められた事項に重大な違反が判明した場合は、当該違反をした受注者の名称等を公表することができること。

(9) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、対象工事請負契約又は対象業務委託契約の解除をすることができること。

ア 受注者が、10の(1)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

イ 受注者が、(7)の必要な措置を講じず、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(10) 市長は、(9)の解除によって受注者に生じた損害の責めを負わないこと。

9 対象労働者の申出

対象労働者は、労働報酬が支払われるべき日において当該労働報酬が支払われなかった場合又はその支払われた労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができる。

10 立入調査等

(1) 市長は、対象労働者から9の規定による申出を受けその申出の事実等の確認の必要があると認める場合又は8の(1)から(7)までに規定する事項の履行状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(2) 市長は、(1)の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると

認める場合は、対象労働者を使用する者その他の関係者(受注者を除く。以下「使用者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

(3)(1)及び(2)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(4)(1)及び(2)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 指定管理者

市は、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。以下同じ。)と締結する公の施設の管理に関する協定においては、次に掲げる者について、この条例の趣旨にのっとった労働環境が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

(1) 当該公の施設の管理に係る作業に従事する者で指定管理者に雇用されるもの

(2) 指定管理者が締結しようとする契約の予定の価格が10,000,000円以上の当該公の施設の管理に係る業務の委託に関する契約のうち規則で定める契約に係る作業に従事する者

12 指定出資法人

市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨を理解し、出資法人等が当事者となる契約について、市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

13 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

(1) 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、6、7及び附則(4)の規定は、同年1月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア 8から10までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する対象工事請負契約及び対象業務委託契約について適用し、施行日前に公告し、又は通知する対象工事請負契約及び対象業務委託契約については、なお従前の例による。

イ 11の規定は、施行日以後に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理については、なお従前の例による。

(3) 検討

市長は、施行日から3年以内に、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 相模原市労働報酬等審議会の設置

相模原市労働報酬等審議会を市長の附属機関として設置する。

※出所：相模原市ホームページ「パブリックコメント」から

県内自治体による東日本大震災の支援状況

－震災発生から半年間の概況－

編集部

全国の自治体による被災地支援の取り組みについては、総務省が毎月概要を取りまとめ、ホームページ上で情報を公開している。県内の状況は県が取りまとめ公表しているが、市町村でもそれぞれ、この半年間に行ってきた被災地や被災者支援に関する情報をホームページ等で公表する動きが出てきた。震災発生から半年が経過して、その内容は緊急時の応援体制から長期的・継続的な支援体制へと移行しつつあることが見て取れる。また、被災自治体への職員派遣等の現地支援だけでなく、県内に避難・転居してきた被災者に対する独自の支援策を展開しているところもある。

本号では、震災から半年時点での県内自治体による被災地（者）支援のうち、主に人的支援の状況を整理しつつ、その他の支援策の中でも特徴的なものを取り上げ、その概要をレポートする。

1. 現地自治体への職員派遣

(1) 各自治体からの職員派遣と県内の概況

全国の自治体からの職員派遣状況を見ると、総務省のまとめでは7月1日時点で被災自治体に派遣された職員の数は56,923人に及ぶ（警察・消防を除く。資料1）。

県内各自治体による職員派遣の実績を積極的に公表している都道府県は、兵庫県など数少ないが、神奈川県では市町村の情報も取りまとめてホームページ上で公開しており、派遣先の自治体や業務内容など詳細を知ることができる。県内市町村の派遣延べ人数は、9月12日現在で24,439人日にのぼっている（消防は除く。資料2）。

派遣職員の主な業務内容は、震災直後は避難所運営支援や支援物資の管理が多くを占め、最近では行政事務支援等が多くなる傾向だが、保健師による健康相談や土木職等による下水道の被害調査など、専門職に

託される業務も多様に挙がっている。

県が直接関わっている派遣の概要は以下のとおり。

① 県職員、県警・消防等の派遣

- ・ 県職員、県警・消防関係では9月16日現在で、延べ66,970人日を被災地に派遣。
- ・ うち県職員は、同日現在で20人が被災地に派遣されており、述べ人数は4,311人日（派遣予定含む）。
- ・ 警察・消防等の関係では、同日現在活動中のものが74人で、延べ62,659人日にのぼる活動実績。

② 県と県内市町村による石巻市への支援

- ・ 県は宮城県からの要請を受け、石巻市の避難所運営を支援するため、県・県内市町村合同チームを4月4日から1週間交代で、派遣。
- ・ 同様に宮城県からの要請で石巻市役所の

業務を支援するため、県内市町村職員 5 名から構成される行政支援チームを 5 月 2 日から派遣。

・上記両チームの職員搬送には、横浜市交通局が市営バスを提供し、職員が従事する体制で協力。

(2) 重層的に行われる職員派遣

東日本大震災は、被災地域が広範に及び被害が甚大だったこともあり、被災自治体からの応援要請を待たずに応援を申し出た自治体も多く、被災自治体に対する職員派遣等の支援は様々な形で実施されている。

たとえば関西広域連合では、震災発生 2 日後の 3 月 13 日に自治体ごとに支援先を割り振る「対口支援」を決め、同連合の構成府県にそれぞれ担当地域を振り分けて、支援を行う方式を採った（9 月 1 日付『地方行政』4 頁）。

総務省も各自治体に人的支援を呼び掛け（資料 3）、全国市長会及び全国町村会の協力を得て、派遣要請と派遣申し出のあった自治体間のマッチングを行う体制を構築している（資料 4）。

災害対策基本法にも、市町村が応急措置を実施するため必要がある時には、他の市町村長や知事等に対し応援を求めることができ、その要請を受けた自治体は応援を拒んではならないとの規定がある（同法第 67 条、第 68 条：資料 5）。

県内自治体はどのような経緯で職員を派遣したのか。県が作成した派遣状況一覧を県内自治体が職員派遣を行った要請元で整理してみると、概ね 4 つのパターンに分かれており、以下それぞれの特徴がみられる。

① 各府省からの要請

各府省からの要請で派遣された職員及び業務は専門的な内容が多い。

・厚生労働省要請の派遣業務
医師や看護師等による医療支援
保健師等による健康相談
精神保健福祉士や保健師等による
こころのケア

・総務省要請の派遣業務
行政機能に甚大な被害のあった自治体への選挙事務支援

横浜市 → 岩手県大槌町

川崎市 → 岩手県陸前高田市

・環境省要請の派遣業務
福島第一原発計画的避難区域周辺のペットの保護活動のため、川崎市が自動車運転手を派遣

② 全国市長会からの要請

既述の全国市長会からの要請による派遣は、被災自治体の要望を受けた業務内容。

・事務職員の主な業務内容
り災証明・災害弔慰金関係業務
生活保護業務
危険建物認定調査等
行政事務支援

・土木職員の主な業務内容
ガレキ撤去の現場立会い(安全管理)
土木施設の災害復旧業務

③ 災害時相互応援協定による要請

予め締結していた災害時相互応援協定により、被災自治体からの要請を受け、職員派遣を行っているもの。

・大都市間の相互応援協定

19 政令指定都市と東京都が「20 大都市災害時相互応援に関する協定」（資料 6）を締結しており、県内の横浜市、川崎市及び相模原市ではいずれも、仙台市への派遣を延べ 100 人超の人員規模で実施。主な業務内容は、し尿や廃棄物収集、被災家屋調査。

8 県内自治体による東日本大震災の支援状況

・「銀河連邦」(※注1) 構成市町の相互応援協定

相模原市が岩手県大船渡市など6つの市町で「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援協定」を締結しており、大船渡市からの要請により避難所の運営支援等で延べ100人程度の職員を派遣。

※注1：宇宙開発の最先端技術を研究している宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設が縁で交流を深めた4市2町が、ユーモアとパロディの精神で「銀河連邦」という連邦国家を組織し、交流事業を通じて友好を深めている(参考：相模原市HP)。

④ 応援協定以外の枠組みによる派遣

小田原市は、福島県相馬市へ職員派遣を行っているが、これは江戸時代後期からの二宮尊徳の縁による相馬地方とのつながり(※注2)によるもの。小田原市では、後述する被災者支援もこの絆で行われており、地域間の歴史的なつながりに由来するユニークな支援形態。

※注2：江戸時代後期(1839年)、二宮尊徳に入門した相馬中村藩藩士、富田高慶が尊徳のもとで報徳仕法を学んだ後、相馬藩の財政立て直しと農村復興のため、尊徳が仕法書を作成し、相馬に戻った富田が現地で指導をし、大きな成功を収めた(参考：小田原市HP)。

(3) 派遣職員の経験を震災対策に活用

横浜市では、市から被災地に派遣された職員の経験を今後の震災対策に役立てることを目的に派遣職員から被災した際の課題を意見募集し、意見交換会も実施して、共通した提案事項を現地での活動内容や各局の報告と合わせ提言書にとりまとめた。

150頁超の提言書は9月から市のホームページに掲載され、誰でもアクセスできるが、具体的な課題として意思決定や情報伝

達、職員のケアなどへの言及もあり、現場からの意見として示唆に富む(資料7)。

2. 被災者・避難者に対する支援

(1) 県内の避難者への対応

① 県内の避難者数

総務省が全国避難者情報システム(資料8)を設置し、避難者に対し情報の提供を呼び掛けている。各市町村では4月25日から受付を開始しているが、県内避難者の総数については特に公表されていない。避難者数を公表した市の状況は以下のとおり。

・川崎市では、一次避難所の「とどろきアリーナ」にピーク時の3月31日時点で39世帯112人の避難者が収容されていたが、6月8日現在では177世帯、388人が登録。登録者の避難前住所地は、福島県が最も多く315人、次いで宮城県53人、岩手県17人ほか(6月9日報道発表資料「川崎市内の避難者への支援について」の参考資料2「市内の避難者の状況について」)。

・横須賀市では、直近の数字をホームページ上で公表。9月26日現在で78世帯、165人が登録。

② 主な支援メニュー

震災直後に各自治体が設置した一次避難所は、約3カ月が経過した6月末ごろに概ね閉鎖され、現在の支援メニューは避難者の自立した生活への移行を前提に以下のような内容に変化してきている。

a. 住宅の支援

県・政令市による住宅提供の状況は次のとおり。

・県
民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅とし

て提供。

- ・横浜市

市営住宅や市住宅供給公社賃貸住宅等を提供。また、社宅の提供を申し出た企業と被災者を雇用した企業と連携し、一時的な社宅を提供。

なお、市が提供できる住宅の相談から入居手続きまでを担うワンストップサービスの被災者向け住宅相談窓口を市住宅供給公社に設置。

- ・川崎市

県が窓口となり公営住宅を提供。7月中旬からは、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供与も開始（9月30日で終了）。

- ・相模原市

市営住宅を無抽選で紹介。

b. 資金的支援

- ・川崎市

全国避難者情報システムへ登録している世帯を対象に「東日本大震災避難者支援金制度」を創設。応急仮設住宅等で自立した生活を始める世帯を対象に10万円を給付。そのほか、市街へ居住地を移す世帯を対象の支度金（3万円）や、就学支援金・就園支援金給付も行う。

- ・鎌倉市

住宅家賃等補助（家賃月額5万円、駐車場賃料月額1万円）、生活支援金（1世帯あたり月額3万円）、入居支度金（1世帯あたり10万円）などの生活支援を実施。

- ・厚木市

市内の公的賃貸住宅、民間賃貸住宅等に入居する世帯を対象に、入居支援金（上限10万円）を支給。なお市では、寄附の受け皿として、厚木市災害対策基金と厚木市東日本大震災支援基金を設置。後者を支援事業に活用するとしている。

- ・綾瀬市

綾瀬市東北地方太平洋沖地震等被災者見舞金支給要綱を3月18日から施行。綾瀬市に転入または一時的に居住している被災者に対し、災害見舞金（1世帯あたり5万円）を支給。

c. 就労支援

- ・鎌倉市

市の臨時的任用職員として当面10人程度を採用。

(2) ボランティア等の協力

① 現地での対応

- ・県：ボランティアの宿泊拠点の設置

県が岩手県遠野市に宿泊拠点「かながわ東日本大震災ボランティアステーション遠野センター（愛称：かながわ金太郎ハウス）」を7月24日に開設。かながわ東日本大震災ボランティアステーション（県・県社会福祉協議会・神奈川災害ボランティアネットワークの協働事業）が企画するボランティアバス参加者の宿泊場所及びボランティア活動の拠点として利用されている。

- ・小田原市

福島県相馬市に災害ボランティアを1週間単位で派遣。また、相馬市の震災孤児支援への協力を呼び掛け。

- ・大和市

被災地（岩手県陸前高田市）支援のためのボランティアバスを運行。

② 県内での対応

- ・神奈川避難者見守り隊

県の非常勤職員とボランティアが協力し、定期的に避難者を訪問、自立に向けた支援を行っている。

- ・横浜市

東北地方太平洋沖地震募金を募集。

10 県内自治体による東日本大震災の支援状況

東日本大震災による被災地への被災地への地方公務員の派遣状況調査（平成23年7月1日時点）

● 派遣人数

派遣元	派遣先・人数											
	岩手県内		宮城県内		福島県内		その他		合計			
	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数	累積 人数	現在派遣 人数
都道府県	4,191	176	10,216	580	5,267	174	796	0	20,470	930		
政令指定都市	2,876	95	6,426	238	729	20	132	0	10,163	353		
市区町村	7,929	230	13,653	699	3,995	210	713	38	26,290	1,177		
合計	14,996	501	30,295	1,517	9,991	404	1,641	38	56,923	2,460		

(単位:人)

※1 派遣元の都道府県には、岩手県、宮城県及び福島県は含まれていない。

※2 派遣元の市区町村には、岩手県、宮城県及び福島県内の市区町村は含まれていない。

※3 派遣先の「その他」は、青森県内、茨城県内及び千葉県内の合計である。

● 調査対象職員

調査対象団体に属する一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、調査対象団体の命令によって公務として派遣された者

● 調査内容

- ① 累積人数 : 平成23年3月11日～平成23年7月1日の間に派遣された累積人数
- ② 現在派遣人数 : 平成23年7月1日時点で派遣中の人数（上記①の人数の内数）

● 派遣先被災地域

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県及び千葉県の県及び県内市町村

資料2

被災地への県内職員派遣状況(県・市町村別人数内訳と主な派遣先)

	派遣延べ人数(人日)	主な派遣先
県	4,311	岩手県釜石市、大槌町、宮城県石巻市、福島県福島市、いわき市、猪苗代町
県警・消防等	62,659	岩手県、宮城県、福島県、千葉県
県関係計	66,970	
横浜市	14,581	岩手県大船渡保健所、福島県、福島県北保健所、宮城県仙台市、気仙沼市、石巻市
川崎市	2,431	岩手県陸前高田市、宮城県仙台市、気仙沼市、栗原市、南三陸町、女川町、福島県会津若松市
相模原市	2,180	岩手県大船渡市、宮城県仙台市、石巻市
横須賀市	374	岩手県、福島県、岩手県宮古市
平塚市	635	宮城県石巻市
鎌倉市	198	宮城県石巻市、亶理郡山元町
藤沢市	700	岩手県立大船渡病院、岩手県宮古市、宮城県石巻市
小田原市	183	宮城県石巻市、福島県相馬市
茅ヶ崎市	290	宮城県石巻市
逗子市	94	宮城県石巻市、多賀城市
三浦市	339	宮城県仙台市、気仙沼市、南三陸町
秦野市	148	宮城県石巻市
厚木市	446	岩手県釜石市、宮城県石巻市
大和市	331	宮城県仙台市、石巻市、多賀城市
伊勢原市	159	宮城県石巻市
海老名市	152	宮城県石巻市、白石市
座間市	369	宮城県石巻市、気仙沼市
南足柄市	87	宮城県石巻市
綾瀬市	100	宮城県石巻市
葉山町	35	宮城県石巻市
寒川町	53	宮城県石巻市
大磯町	99	宮城県石巻市
二宮町	34	宮城県石巻市
中井町	69	宮城県石巻市
大井町	34	宮城県石巻市
松田町	33	宮城県石巻市
山北町	34	宮城県石巻市
開成町	30	宮城県石巻市
箱根町	65	宮城県石巻市
真鶴町	59	宮城県石巻市
湯河原町	61	宮城県石巻市
愛川町	26	宮城県石巻市
清川村	10	宮城県石巻市
市町村計	24,439	
県内総計	91,409	

※出所:「東北地方太平洋沖地震に伴う派遣状況(一覧)」<平成23年9月16日現在>及び「東日本大震災における被災地への神奈川県内市町村からの職員(一般職員)派遣状況(一覧)」<平成23年9月12日現在>(いずれも神奈川県総務局公表)をもとに神奈川県自治研センターにおいて作成。なお、県の数値には3月31日までの長期派遣者2人分、横浜市は10人分の長期派遣期間も含まれている。

12 県内自治体による東日本大震災の支援状況

総行公第21号
平成23年3月22日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をさせていただいているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも支援が必要と思われるところです。

つきましては、各地方公共団体においては、今後とも、職員の派遣について、格別のご支援、ご協力をお願いします。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、当部としても、このような対応は適当と考えております。

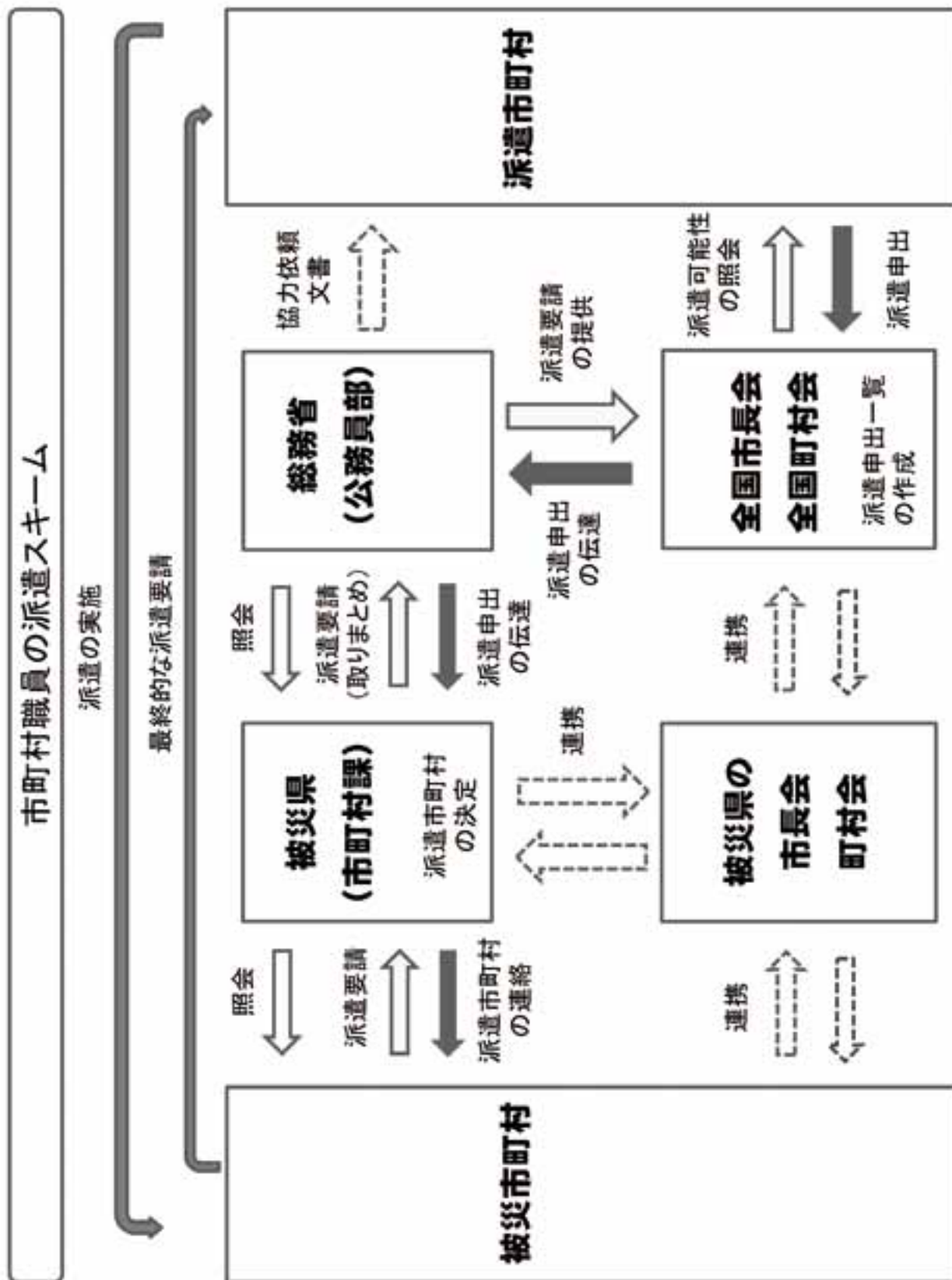
また、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費につきましては、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

なお、今後、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第252条の17に規定する職員の派遣によることが適当であると考えておりますので、併せて申し添えます。

あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水
電 話 03—5253—5542
FAX 03—5253—5552
e-mail t.osada@soumu.go.jp



【参考】

被災地への職員派遣の関連条文

●災害対策基本法に基づくもの（応急措置）

市町村長から他の市町村長に対する応援の要求（第 67 条）

市町村長から都道府県知事に対する応援の要求（第 68 条）

都道府県知事から他の都道府県知事に対する応援の要求（第 74 条）

→ 応援を求められた市町村長及び都道府県知事は正当な理由がない限り応援を拒めない

→ 応急措置に関する費用の負担：応援を受けた自治体が負担（第 92 条）

ただし、費用の一時繰替え支弁を求めることはできる（第 92 条第 2 項）

<参照条文>

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

（他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担）

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

●地方自治法にもとづくもの（中長期の派遣）

長が事務の処理のため特別の必要があると認めるとき、他の自治体の長に対し派遣を求めることができる（第 252 条の 17）

→ 派遣される職員は派遣を受けた自治体の職員の身分を併せ有する

給料、手当（退職手当を除く）、旅費等は派遣を受けた自治体が負担

退職手当、退職年金、退職一時金は、派遣した自治体が負担

ただし、特別の事情があるときは双方の長の協議により、派遣を受けた自治体が退職手当の全部又は一部を負担できる

<参考条文>

（職員の派遣）

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

20大都市災害時相互応援に関する協定（抜粋）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自立的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相

資料6-2

互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書20通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

(中略)

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成22年9月30日

※出所：指定都市市長会ホームページ公表資料

派遣職員の視点から 明らかになった課題と対応策等

～主な課題と取組方向～

1 被災者への対応

◆ 避難所の運営

① 避難者数の把握 ② 派遣職員の交替 ③ 住民自治と自治体の関わり ④ 内滑り型避難統合
 ⑤ 学校運営との連携 ⑥ 拠点活動員職員の対応力などの多くの課題が明らかになった。開
 校時からの入退所データ管理の実施や、避難者との繋がりを重視した職員の交替など
 対応策の検討や既存計画の見直しを図るとともに、他の課題についても平時時から関係
 者同士で協議を行い相互に理解を深めることや、事前訓練や研修を充実させる必要が
 ある。

◆ 救援物資・備蓄品の提供

被災地では、自己避難者への食料等支援物資の提供等について、対応が苦慮された
 という課題があった。本部や避難所等から地域への効果的な物資配給計画や備蓄品種
 目の追加を検討する必要がある。

◆ 防災証明書・災害弔慰金等の対応

被災地では、当初の基準に基づく対応では、対応しきれず、また、日々変化する需
 の方針等について、情報が届かずするなど、混乱が生じた。被災時の課題を踏まえた本
 市ルールの見直しと、事前研修の検討が必要である。

◆ 自助・共助の推進

被災時には、避難所の運営や食料の確保など自治体だけでは、全てに対応すること
 はできないことが、改めて明らかになった。今後は、市民広報や地域防災拠点におけ
 る訓練等を通して自助・共助の意識を高めるとともに、ボランティアとの協働や、個
 人での備蓄の依頼について推進する必要がある。

2 受援本部等の運営体制

◆ 他都市応援の受入

被災当初は特に受入体制が混乱しており、業務開始と調整に時間を要した。応援を
 受ける場合、事前に派遣依頼業務と本市全体の受入調整窓口を明確にしておくことな
 どについて検討する必要がある。

◆ 物資集配本部の搬出入

運当りたる物資搬入や仕分けが不十分な物資、物流業者の燃料不足など、搬出入
 に係る被災当初の混乱が多く発生した。本市マニュアルの再検証や市・区本部と協定
 先での合同訓練の実施及び今回の物資集配の円滑化に重要な役割を果たした自衛隊と
 の連携などについて検討する必要がある。

◆ 意思決定と情報の受伝達の仕組み

本部の意思決定や、区役所と避難所での情報の受伝達等が円滑に行われなかったこ
 とで対応が遅れ、被災への指示が届かないことや、受援都市と市町村間の意思疎通
 や被災者への情報提供状況等への悪影響が発生した。今後、実行性のある連絡手段の
 確保や、区・避難所担当への権限委譲も検討する必要がある。

3 職員のケア

◆ 通常業務と震災対応の2重負担

職員は、自らも被災者でありながら震災対応業務として避難所などの日勤・夜勤の
 対応に多くが従事することにも、市民から通常業務についても平時と同様の対応を求
 められ、多大な業務負担が生じた。災害時業務の軽重の付け方と職員の心身の健康管
 理の観点から、BCPの確認・周知の実施とともに避難所開設期間などは、通常業務
 の再開時期に十分考慮する必要がある。

4 派遣体制の整備

◆ 他都市派遣体制の明確化

本市災害対策本部として合同実施した派遣については、派遣方法や派遣者の装備品
 について事前の整理が不十分な事例があった。派遣依頼の方法や被災当初の派遣者用
 に必要な装備品等を用意することなどについて検討し、今後同様の派遣時に活用でき
 るよう整理する必要がある。

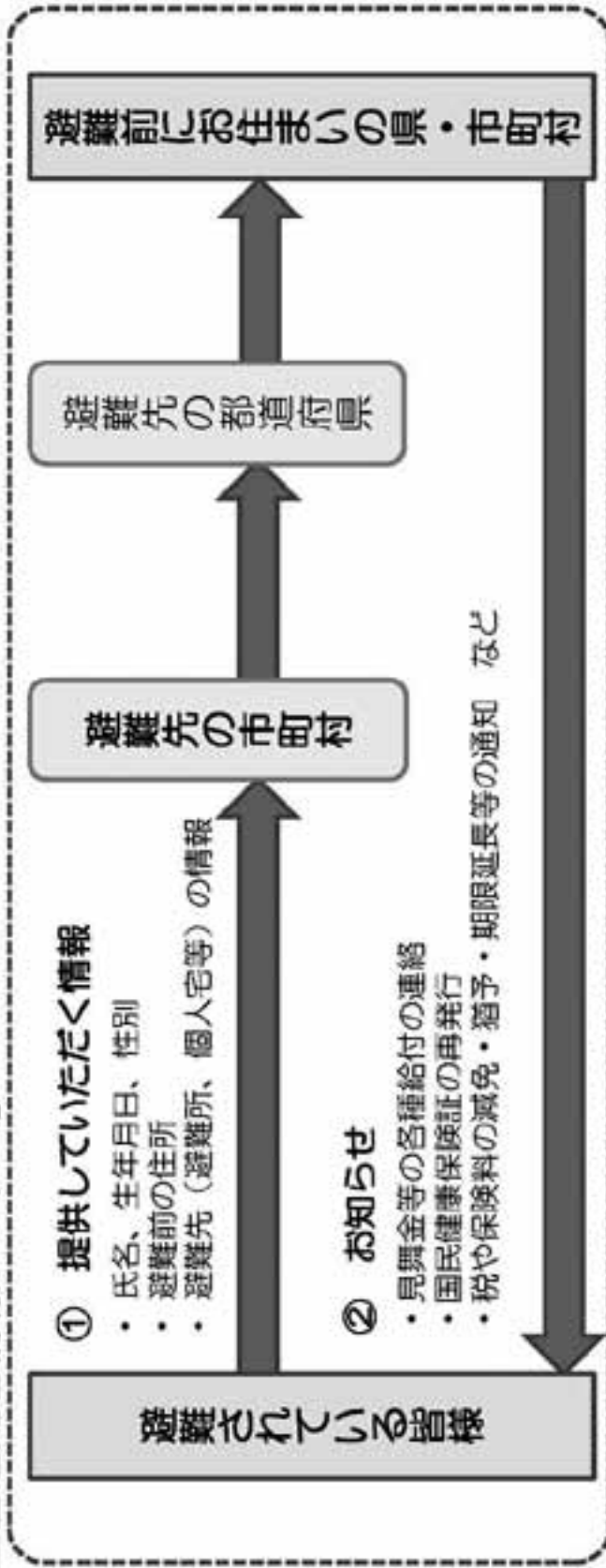
※出所：横浜市ホームページ公表資料

避難されている皆様へのお願い

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
 - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

全国の市町村で
平成23年4月25日
までに
受付開始 (※)

【全国避難者情報システム】



知事が「かながわスマートエネルギー構想」を提示

－自然エネルギーの割合を2020年に20%以上の水準へ－

編集部

黒岩知事は、県議会平成23年第3回定例会に9月補正予算を提出し、9月12日の本会議における提案説明の中で、2020年を目標とする「かながわスマートエネルギー構想」を提示した。知事就任から半年が経過し、知事が重点政策に掲げてきた太陽光パネルの普及など新エネルギー政策の全体像がようやく見え始めた。新たなエネルギーの構想はどのように展開されるのか。すでに着手されている取り組みも振り返りつつ、県の新エネルギー政策の内容をみていく。

1. 「かながわスマートエネルギー構想」の骨格

(1) 3つの原則と2020年の目標値

知事が中長期的なエネルギー政策として、県議会に示した「かながわスマートエネルギー構想」（以下「構想」）には、次の3つの原則が掲げられている。

- ①原子力発電に過度に依存しない
- ②環境に配慮する
- ③地産地消を推進する

この原則に基づき、現行の電力会社を中心とした集中型のエネルギー体系をより環境に配慮したものとするとともに、地域が中心となった新たなエネルギー体系を構築するとの方向性が示された。また、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークダウンを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取り組みを総合的に推進するとしている。

「創エネ」と「省エネ」を「蓄エネ」と組み合わせることで「2020年に自然エネルギーの県内電力消費量に対する割合を

20%以上の水準に高める」という数値目標が示された。

(2) 9月補正予算案の主な取り組み

9月補正予算案一般会計の規模は150億9,060万円で、うち「新たなエネルギー対策の積極的な推進」に掲げられた事業予算総額は1億4,384億円となっている。

6月補正予算で計上された太陽光発電導入関連の事業費約3億円に比べると今回の予算規模はそれを下回る。

9月補正予算案における予算額1,000万円以上の事業は以下のとおり。

○共同住宅太陽光発電設備設置費補助

・・・1,500万円

6月補正予算では、市町村の補助に上乗せする形で住宅用太陽光発電設備の設置に関する補助費を約3億円の事業費で計上し、6,000件の補助を予定していた。今回は、マンションやアパートなど、共同住宅への設置を促進するための補助制度として「共同住宅太陽光発電設備設置費補助」が設けられる。

○中小企業者の太陽光発電設備等の導入に対する融資制度の創設・・・1,325万円
中小企業制度融資のフロンティア資金に「ソーラー発電等促進融資」を創設する。県の予算規模が約1300万円だが、融資規模としては予定件数90件で、7億5千万円が見込まれる。

○県有施設省エネルギー対策推進費
・・・8,772万円
県庁本庁舎内の蛍光灯をLED化する。

○県立相模三川講演における太陽光発電の整備
・・・1,250万円
パークセンター屋上に太陽光発電設備を設置する。

2. 「かながわソーラープロジェクト」の取り組み

(1) プロジェクトの推進体制

選挙戦では「4年間で200万戸のソーラーパネル設置」を訴えてきた黒岩知事は、就任直後の5月から知事を本部長とする部局横断的なソーラープロジェクト推進本部を設置し、あわせて学識経験者やNGOメンバーなどを構成員とする「ソーラープロジェクト研究会」を立ち上げている(資料)。

県議会第2回定例会で行われた知事の所信表明演説では、このプロジェクトを単にエネルギー政策と環境政策を組み合わせただけでなく、雇用・産業政策としても効果を見込める取り組みであるとして「かながわモデル」の新たな成長戦略と位置づけられた。

(2) ソーラープロジェクト研究会の第1次報告

ソーラープロジェクト研究会(会長:村沢義久東京大学総長室アドバイザー)は、「かながわソーラーバンク構想」「公共施設等における設置促進」「目がソーラー発電所などの大規模な太陽光発電の設置促進」の3つの分野において専門的な観点から研究を行い、県に対して報告・提言を行うことを目的として、5月に設置された。

6月21日に取りまとめられた第1次報告書では、主として「かながわソーラーバンク構想」に関する提言が示されている。

研究会では、検討にあたって県が「民間の資金・ノウハウと『固定価格買取制度』による売電収入を活用して、住宅を主たる対象としてソーラーパネルの普及を図るためのアイデア」を提示したことを受け、かながわソーラーバンク構想の「目指すもの」を以下3つに整理した。

①ソーラーパネルの設置に多額の初期費用が最大の課題となっていることから、設置後の売電収入により設置費用を賄うことができる仕組みの構築

②県民がリーズナブルな価格で安心してソーラーパネルを設置できる仕組みの構築

③ソーラーパネル設置に伴う諸手続きや設置後のメンテナンスなど、県民の負担感をできる限り軽減する仕組みの構築

報告書では、これら3つを一体的に達成することが理想的であるとしながらも、①については、売電収入により設置費用を賄うという制度の「実現が不透明である」として、「現行制度下で取り組むべき検討(シナリオⅠ)」と「全量買取制度の実現を前提とした検討(シナリオⅡ)」の2つの方向性が提示されている。

(3) 賛同した企業による取り組み

報告書のシナリオⅠでは、上記②と③の

構築、すなわち県民がリーズナブルな価格で安心してソーラーパネルを設置、かつ負担感を軽減する仕組みの構築にスピード感を持って取り組んでいくためには、費用負担に関して「リース」や「ローン」といった現行のビジネスモデルの活用が有効とされている。

この研究会の検討内容に呼応するかのよう、県は太陽光発電設備の設置を対象とする融資制度の拡大に金融機関の協力を得始めている。

県の太陽光発電推進課では現在、以下の金融機関が独自に創設した太陽光発電設備の購入や設置費用に関わる無担保・低利の融資制度等を「かながわソーラープロジェクト」に賛同した取り組みとして積極的に紹介している。

- ・ 横浜銀行
- ・ 神奈川銀行
- ・ スルガ銀行
- ・ 横浜信用金庫
- ・ 神奈川県内の J A
- ・ さがみ信用金庫

また、7月にセブーンイレブン・ジャパンと締結した包括協定でも県内 100 店舗に太陽光発電パネルの導入を含めるなど、ソーラープロジェクトの推進は、民間企業等の協力による実績づくりが先行している。

3. 今後の展開

(1) 普及目標値の下方修正

9月29日の県議会環境農政常任委員会で執行機関は、「かながわスマートエネルギー構想」における2014年度までの太陽光パネル普及目標を約60万戸分と打ち出し、8月までに設置済みの約5万戸分に今後55万戸分の上乗せをめざすとした(9月30日付東京新聞)。しかし、新たな構想の目標

達成については「前途多難」との指摘(9月30日朝日新聞、10月3日神奈川新聞)など、実現性を危惧する意見が多い。

批判の声が高まる中、選挙公約に掲げた「4年間で太陽光パネル普及目標200万戸分」を事実上撤回する趣旨の知事発言も報道されている(10月8日神奈川新聞)。

(2) 県民との対話

11月には、かながわスマートエネルギー構想について知事が県民と直接に意見交換を行うことが予定されている。『緊急開催！黒岩知事との対話の広場』～かながわスマートエネルギー構想の実現に向けて～と称した会は、相模原(3日)・小田原(12日)・横浜(24日)の3会場で開催される。

住宅への太陽光パネルの設置目標達成には、県民の理解・協力が欠かせない。対話の場で県民からどのような意見・評価が示されるにしろ、知事からの一方的なメッセージ発信の段階から一歩進んだ形で、県民の声を受け止めながらの対策を講じることが求められる。

(3) 太陽以外の再生可能エネルギーの検討

ところで9月補正予算案には予算金額はごくわずかであるが、新規事業として温泉熱利活用推進費36万円も計上されている。

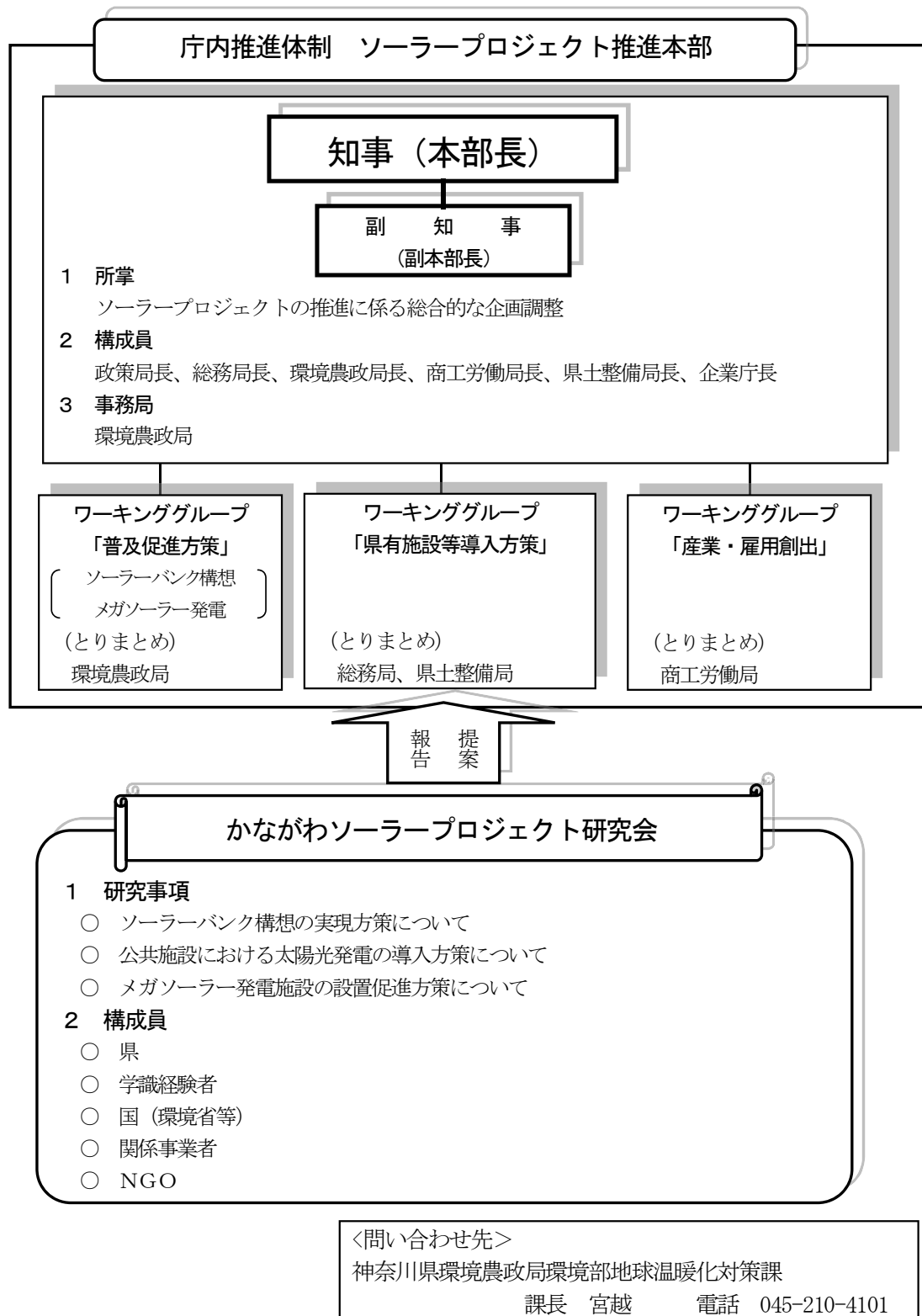
大都市におけるエネルギー政策の大幅な転換を図るには、太陽光以外の再生可能エネルギーについても同時に利用可能性の検討を進める必要がある。さまざまな可能性を探りながら、効果を期待できるものは地産の電力供給量の拡大策として積極的に導入する、といった対応も今後は求められていくであろう。

※注：9月補正予算案は10月14日の本会議で可決された。

平成23年5月2日

記者発表資料

「かながわソーラープロジェクト」庁内推進体制



編集後記

民主党政権 3 代目となる野田首相の就任から 1 ヶ月半が経過した。先の臨時国会における所信表明演説では、民主党政権が 1 丁目 1 番地に掲げた「地域主権改革」には積極的な言及がなかった。東日本大震災からの復旧・復興については、政府の方針決定の遅れが指摘されているが、分権型社会の視点からすればむしろ、現地の地域特性に応じて自治体主導で復興計画を策定するという政府方針を早急に定め、あとは地方に任せるというやり方もあったはずである。

折しも、菅前首相退任直前の 8 月 24 日に第 30 次地方制度調査会が発足し、そこでは地方自治法改正に関する事項とともに、東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方について調査審議を行うこととなった。政府が求める行政体制の整備と称し、基礎自治体の合併推進論が再燃しないことを切に願う。

(谷本有美子)

2011年 10 月 20 日

自治研かながわ月報第130号 (2011年 10 月号, 通算194号)

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター
発行人	上林得郎	編集人	勝島行正
〒232-0022	横浜市南区高根町 1-3		神奈川県地域労働文化会館 4 F
	☎045(251)9721(代表)		FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/		E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。